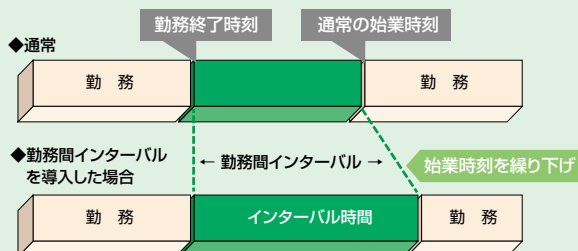


「勤務間インターバル制度」とは

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。



※「労働時間等設定改善法」（労働時間等の改善に関する特別措置法）が改正され、平成31（2019）年4月1日から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

〇制度導入により得られる効果

メリット1 従業員の健康の維持・向上

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の確保・定着

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができますようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にもつながります。

〇岡山県勤務間インターバル宣言について

岡山県では、勤務と勤務の間に十分な休息時間を取ることで、健康の保持とワーク・ライフ・バランスの確保や組織の生産性向上等を図るため、令和5（2023）年3月14日に都道府県では初となる「岡山県勤務間インターバル宣言」を行いました。

岡山県勤務間インターバル宣言 － 令和5（2023）年3月14日－

岡山県は、職員の11時間以上の休息時間の確保に向け取り組むとともに、企業等においても取組が広がるよう積極的に働きかけを行い、健康と生産性向上の好循環の創出を通じた「生き活き岡山」の実現を目指します。

働き方・休み方改善ポータルサイト
「勤務間インターバル制度とは」こちら >>>

各業種の導入・運用マニュアルを
ご活用ください。



おかやま働き方改革情報サイト
こちら >>>

